

「LEC 全日本社労士公開模試 第1回」から  
第45回社労士試験【択一式】雇用法 問6-E肢の出題が**的中**しました！！

LEC教材掲載内容(抜粋)

RU13962 p.54

全日本社労士公開模試 第1回  
雇用保険法 問4 E肢

E 日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者が、偽りその他不正の行為により求職者給付又は就職促進給付の支給を受け、又は受けようとしたときは、原則として、その支給を受け、又は受けようとしたときは、原則として、その支給を受け、又は受けようとした月及びその月の翌月から**3箇月間**は、日雇労働求職者給付金は支給されない。

解答 →○

本試験出題はこうでした！

第45回 社労士試験 問題  
【択一式】 雇用保険法 問6 E肢

E 日雇労働者求職者給付金の支給を受けることができる者が、偽りその他不正の行為により就職促進給付の支給を受けたときは、やむを得ない理由がある場合を除き、その支給を受けた月及びその月の翌月から**1か月間に限り**、日雇労働者求職者給付金を支給しない。

解答 →×

(「1か月間に限り」ではなく「3か月間」)

的中!

※実際の教材では赤字にはなっていません。